

# 「わたしのすきな本」

## コンクール



あなたのすきな本から受けた感動を絵や言葉で表現し、「わたしのすきな本」として紹介してください。

より多くの人にその気持ちを伝え、読書の楽しさを広げましょう。

### ◆募集する部門

未就学児の部・小学生の部  
中学生の部・一般の部

### ◆募集作品

自分が紹介したい本の、一番好きな場面、セリフ、感想などを絵と文章で描いた作品。  
(マンガ、雑誌はのぞく)

\*作品は、1人1作品(オリジナル作品)で、未就学児の部は、絵のみの応募も可能です。

◆問い合わせ先  
教育委員会学校教育課  
☎0859・54・5211

### ◆応募資格

町内在住者または町内勤務者

### ◆応募の方法

指定の「応募用紙」(表裏どちらか一方)に記入のうえ、園児は各保育所、小中学生は各学校、その他の方はもよりの町立図書館(本館・名和分館・大山分館)または各公民館へ提出してください。

\*「応募用紙」は、図書館または公民館にあります。

\*画材は、クレヨン・パステル・色鉛筆・水彩絵の具など自由です。

### ◆表彰

入賞者には大山町生涯学習推進大会において、賞状および副賞を贈呈。

また、応募者全員に参加賞があります。

\*作品は、ホームページや広報などに掲載する場合があります。

### ◆応募期間

9月15日(火)〜10月25日(日)

### ◆問い合わせ先

教育委員会学校教育課  
☎0859・54・5211

# 重複年金加入期間が分かった方の取扱が変わりました

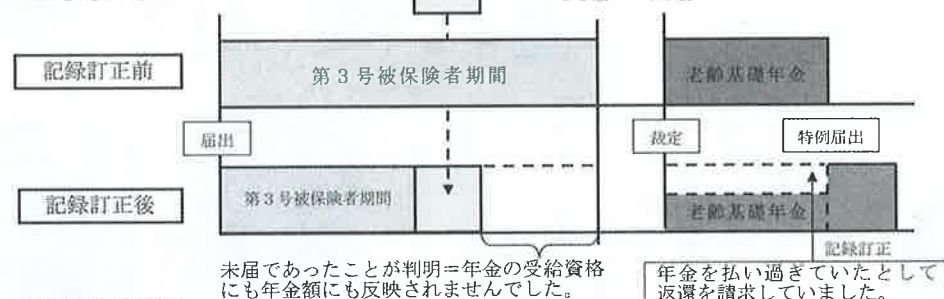
会社員や、公務員に扶養されていた、配偶者の方(第3号被保険者)の年金加入期間の取り扱いは変わりました。

老齢年金を受け始めてから、

扶養期間と重複する会社等に勤務された期間(厚生年金当の加入期間)が分かった場合、加入期間の取り扱いが次のとおりとなりました。

## [具体例]

<いままでは>



<これからは>



\*すでに年金額を返納された方には、手続きによって返納された額が、改めて支給されます。

### ◆ お問い合わせ先

米子社会保険事務所 ☎0859-34-6111